

令和8年第2回
美唄市議会定例会会議録
令和8年6月22日(月曜日)
午前9時59分 開会

保健福祉部長 谷村 泰 尚
経済部長 佐藤 剛 司
都市整備部長 荘 司 修
市立美唄病院事務局長 藤井 俊 禎
消防長 米 森 哲 也
総務部総務課長 平 野 太 一

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 議案第69号 令和8年度美唄市一般会計補正予算(第4号)
第3 議案第70号 令和8年度美唄市介護保険会計補正予算(第1号)
第4 一般質問

教 育 長 石 塚 信 彦
教 育 部 長 杉 本 竜 一

選挙管理委員会委員長 野 村 敏 行
選挙管理委員会事務局長 堀 澤 宏 史

◎出席議員 (14人)

議 長 谷 村 知 重
副議長 楠 徹 也
1番 永 森 峰 生
2番 伊 原 潤 司
3番 江 川 い つ み
4番 海 鉾 則 秀
5番 古 賀 崇 之
6番 吉 岡 建 二 郎
7番 本 郷 幸 治
8番 齋 藤 久 美 夫
9番 山 上 他 美 夫
10番 森 明 人
11番 川 上 美 樹
13番 松 山 教 宗

農業委員会会長 畑 雄 二
農業委員会事務局長 五十嵐 健 太 郎

監 査 委 員 福 地 英 敏
監 査 事 務 局 長 深 尾 善 則

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 小見山 智 之
次 長 新 宗 晃

午前9時59分 開会

●谷村知重議長 これより、本日の会議を開きます。

●谷村知重議長 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

8番 齋藤久美夫議員、
9番 山上他美夫議員
を指名いたします。

●谷村知重議長 次に日程の第2、議案第69

◎出席説明員

市 長 桜 井 恒
副 市 長 土 屋 貴 久
総 務 部 長 村 上 孝 徳
市 民 部 長 児 玉 ゆ かり

号令和8年度美唄市一般会計補正予算(第4号)及び日程の第3、議案第70号令和8年度美唄市介護保険会計補正予算(第1号)の以上2件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●桜井恒市長(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第69号令和8年度美唄市一般会計補正予算(第4号)であります。

本件は、第1条歳入歳出予算について補正しようとするものであります。第1条歳入歳出の予算の補正につきましては、歳入・歳出の予算総額にそれぞれ1,896万3,000円を追加し、補正後の予算総額を214億6,055万5,000円にしようとするものであります。補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、農林費に、地域の中核となって農地を引き受ける助成対象者が、経営改善を図るために必要な農業用機械の導入等に対し、国の地域農業構造転換支援事業費を交付する。地域農業構造転換支援事業を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する道支出金を計上し、財源対応をいたしました。

次に、議案第70号令和8年度美唄市介護保険会計補正予算(第1号)について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、第1条歳入歳出予算について補正しようとするものであります。第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入・歳出の予算総額にそれぞれ124万3,000円を追加し、補正後の予算総額を31億1,040万2,000円にしよう

とするものであります。補正内容につきまして歳出から申し上げますと、令和8年8月1日から介護保険施設等における住居費又は滞在費に対して支給される特定入所者介護予防サービス費の支給額見直しに対応するため、システム改修を行う一般管理事務を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する繰入金金を計上し、財源対応をいたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

●谷村知重議長 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第69号及び議案第70号の以上2件については、大綱質疑にとどめ、さきに設置いたしました予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんのでそのように決定いたしました。

これより、議案第69号及び議案第70号の以上2件について一括大綱質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第69号及び議案第70号は、予算審査特別委員会に付託の上、審査することといたします。

●谷村知重議長 次に日程の第4、一般質問に入ります。

発言通告により順次発言を許します。

7番本郷幸治議員。

●7番本郷幸治議員 令和8年第2回市議会定例会に当たり、大綱2点市長に質問します。

大綱の1点目は市職員の不祥事について、その一つ目として、市営の特別養護老人ホーム恵祥園で発生した入所者への職員の虐待について、昨年の11月に発生した市職員による、不適切な介助による虐待は何人の職員が関わったのか。恵祥園に入所する方は要介護度3以上と認識しておりますが、身体状態はほぼ無抵抗に近い方、本来であれば、被害者に1番身近に寄り添わなければならない立場の職員が、なぜ虐待に至ったのかその理由を伺います。

次に、このたびの事案について報道では、空知総合振興局から3月24日付けで、当施設の運営改善を求める勧告などの行政指導があった、その運営改善についてどのような内容だったのか。また、4月下旬に、空知総合振興局に同施設から改善状況の報告書を提出した内容についても伺います。

次に、市は調査を実施し、同年の12月、高齢者虐待防止法に基づき、同施設の職員による不適切な介助があったとして、虐待と認定したとの報道がありましたが、このような事案が、なぜ議会に対しての報告が約半年以上も経過したのか。その理由を説明してください。

二つ目として、市立美唄病院に勤務する男性看護師が器物損壊事件を起こした刑事事件について伺います。

被害者である知人女性の所有する車の対応を、パンクさせた器物損壊事件という極めて悪質な刑事事件をなぜ起こしたのか。加害者と被害者の間にどのようなトラブルがあった

のか。新聞報道では、加害者への処分は、6月9日付けで減給10分の1の懲戒処分とありましたが、被害者に対しての損害賠償や慰謝料などはどのように対応したのか。地方公務員法第29条1項で、公務員の義務違反や服務規律違反に対して課せられる処分の程度の軽い順に戒告、減給、停職、免職の四つの種類があります。このたびの事件は6月1日付で略式起訴され、同日付で略式命令を受けた案件ですが、しかしながら、加害者の職務の性質や社会的信用への影響は相当重い事案でありながら、なぜ、減給10分の1の懲戒処分としたその理由について伺います。

大綱の2点目は、宮島沼について。宮島沼の水質管理と沼周辺の環境管理について伺います。

国内最大のマガンの渡来率、2002年にラムサール条約登録湿地された重要な湿地であります。毎年、春と秋に約6万から7万羽のマガン等が渡来する、本市においても、貴重な観光資源となっております。しかしながら、宮島沼の水質は1990年代から急激に悪化し、加えて水面の縮小化や水位低下が問題となっております。このため、複数の地元農家から改善を求める声が出て、約36年が経過し、大きな課題を抱えて今日を迎えております。そこで、改めて何点か確認します。

一つ目としては、宮島沼にかつて、フナ、ウグイ、鯉、川エビ、貝類等が生息してたと聞いておりますが、現在どのような生物が生息しているのか伺います。

次に、2009年度より、毎年4月から11月の月1回から2回程度、沼の水質について、モニタリングを酪農学園大学に委託して調査研究を

しておりますが、過去3年間の水質、特にpH、COD、またSS、T-Nの数字はどのようになっているのか。また、これらの数値が、農業用水基準と比較して、どのようになっているのか。現在、沼周辺では、米、麦、大豆、トマト等が栽培されておりますが、こうした作物に対する影響はないのか伺います。

また、過去3年間の水深はどのように推移しているのか。

次に、水質改善に向けて、2002年以降、具体的な取組がなされたのか。実施したのであれば、いつ、どのような方法でしたのか、またその効果は検証したのかも伺います。

一昨年の1月に、石狩川河川事務所が植生試験を実施しましたが、その後、どのような試験結果が出たのか。

次に、沼の周辺北側2か所と南側2か所の計4か所に掘削をした場所がありますが、何の目的で掘削したのか。

また、原状回復はしないでそのまま放置している理由は何なのか。もし、誤って掘削したところに転倒して落ちるような事故が発生するおそれが予想されますが、事故を未然に防止する安全対策は十分になされているのか。

また、三日月集水路に隣接して、駐車場の東側2メートル近くに農業用排水路があり、車が誤って水路に落ちないように、安全柵を設置しておりますが、設置した当初は垂直になっていた状態であったと思います。それが、現在では雪の重み等で斜めに傾き、全く用を足しておりません。なぜ何年もそのまま放置しておくのか、その理由を伺います。

●谷村知重議長 市長。

●桜井恒市長(登壇) 本郷議員の質問にお答

えします。

市営の特別養護老人ホーム恵祥園で、職員の入所者への虐待についてであります。昨年11月に施設から市及び北海道へ虐待の疑いに関する報告があり、その後市において、関係者への聞き取りや記録の確認を行い、法令及び国の判断基準に基づき、職員1人による虐待と認定したところです。虐待に至った理由につきましては、個人が特定される情報や当事者の意思に反する形での詳細な内容の公表、あるいは改めての報告につきましては差し控えていただきます。

職員につきましては、本件に係る事実関係や北海道による監査結果等を踏まえ、必要な対応を検討していた中、自己都合により退職したところであります。被害を受けられた方やご家族の心情を第1に考えながら、個人の権利利益の保護を基本として対応しております。

運営改善勧告と改善報告書の内容についてであります。北海道からの勧告等の内容につきましては、具体的な再発防止策の検討や適切な技術による介護を行うこと。施設長による一元的な職員の管理、業務状況の把握、入居者及び家族の希望を勘案した施設サービス計画の策定などとなっております。北海道へ提出した改善状況報告書の内容につきましては、虐待防止研修の強化、外部講師による介護技術研修の実施、職員アンケートの定期実施、職員面談の実施などとなっております。

議会等への報告についてですが、高齢者虐待防止法の趣旨に照らしましても、被害を受けられた方の尊厳やプライバシーを守ることが極めて重要であり、市といたしましては、

何よりご本人及びご家族の意思を尊重すべきものと考えております。そのため、法令上必要とされる報告や対応は責任を持って行ってまいりますが、今回の事案につきましては、ご家族の意向を踏まえ、詳細な報告を控えることが、施設設置者としての責務であると考えております。

次に、市立美唄病院に勤務する男性看護師が起こした器物損壊事件についてであります。初めに、事件発生の原因と背景についてであります。当事者間の個人的な関係性に基づくトラブルが背景にあったと認識しておりますが、被害者の保護並びに二次被害を防止する観点から、詳細な事実関係やトラブルの内容につきましては、答弁を差し控えさせていただきます。

次に、慰謝料等の被害者に対する対応についてであります。慰謝料や損害賠償等につきましては、当事者間における民事上の問題となりますことから、行政、病院の立場から、その協議内容や対応状況について直接関与し、お答えする立場にはございませんので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、懲戒処分 of 妥当性についてであります。美唄市職員賞罰審査委員会を開催し、本市の規定に加え、国の標準例である人事院の懲戒処分の指針における器物損壊等の基準などを参考として審査を行い、6月9日付けで、当該職員に対し、減給10分の1、1か月の懲戒処分を決定執行したところであります。本年3月に美唄職員倫理条例を制定し、全庁を挙げて綱紀粛正とコンプライアンスの徹底に努めている最中に、市立美唄病院の職員による不祥事が発生し、市民の皆様の信頼を著しく損

ねる結果となりましたことにつきましては、深くおわびを申し上げます。

次に、宮島沼の水質管理と沼周辺の環境管理についてであります。宮島沼は春と秋のマガンや白鳥類などが飛来する重要な中継地となっている一方で、水質の悪化に伴い、かつて確認されていた一部の魚類や水生植物、川エビなどについては、現在では確認されなくなっているものがあります。

次に、水質につきましては、過去3年間の調査結果を農業用水の基準と比較しますと、pHは基準を僅かに上回った時期があり、COD、化学的酸素要求量及びT-N、総窒素についても、時期によって基準を上回る結果となっております。

一方、SS、浮遊物質量については、基準の範囲内となっております。また、農作物への影響につきましては、現時点で具体的な影響が生じている状況にはないものと考えております。

次に、水深につきましては、2024年8月に市職員が湖内9地点において測定したところ、平均水深は61.9センチメートルであり、前回調査の2007年と比べて大きな変化は見られませんでした。

次に、水質改善に向けた具体的な取組につきましては、水質調査、沈水植物群落の再生に向けた試験、試験掘削、関係機関との協議などを行ってきたところであります。

次に、植生試験の状況については、岩見沢河川事務所と情報共有を図りながら確認してまいります。

次に、沼周辺の掘削箇所につきましては、水面を再生する効果を検証するための試験区

として設けたものであり、安全対策として、道路側にはロープを張り、注意看板を設置しているところではありますが、事故を未然に防止する観点から、現地の状況を確認しながら、必要な対応に努めてまいります。

次に、センター駐車場の安全柵につきましては、市が管理する施設であり、破損している箇所につきましては、経年劣化や積雪等の影響によるものと考えております。全ての施設を一度に修繕することは難しい状況にありますが、施設管理上の必要性等を踏まえ、対応を検討してまいります。以上でございます。

●谷村知重議長 本郷議員。

●7番本郷幸治議員 宮島沼について再質問します。

宮島沼の水質改善については、喫緊の大きな課題であります。ただいまの答弁では、水質改善に向けて様々な取組をしてきた経過の説明がありましたが、しかしながら、かつて生息していた生物がいらないという現状を考えると、大変厳しい環境にあると言わざるを得ません。そこで、私見ではありますが、水質改善に向けた一つの対策として、バクテリアの存在があります。バクテリアは単純ながら高度に多様で適用力のある微生物であり、地球上の生態系や人間生活に不可欠な存在であります。病原性と有益性の両面をもって、環境保全や医療、食品産業など幅広い分野で活用されております。バクテリアには様々な種類がありますが、その中で硝化バクテリアの働きは糞などの汚れやそこから発生する毒素を分解し、最終的には低毒素の硝酸塩に分解されることで、魚や生き物たちに大きなダメージを与えることがなくなるという特性を

持っております。この硝化バクテリアの働きをまず試験的に、宮島沼の水質改善に向けて、是非取り組むべきと考えますが、市長の見解を伺います。

●谷村知重議長 市長。

●桜井恒市長 本郷議員の質問にお答えします。

バクテリアの活用についてであります。水質改善に関する一つのご意見として受け止めております。

一方で、宮島沼はラムサール条約登録湿地であり、自然環境や生態系への影響を慎重に見極める必要があることから、次期みやふらロードマップの検討の中で、専門的な知見を踏まえ、必要に応じて整理してまいります。以上でございます。

●谷村知重議長 次に移ります。

11番川上美樹議員。

●11番川上美樹議員 令和8年第2回定例会におきまして、大綱2点につき市長にお伺いいたします。

大綱の1点目は、保健福祉行政について、子どもへの虐待防止対策について、その役割や対策、相談体制について伺います。

本市では、第7期美唄市総合計画の後期基本計画では、安心して子育てできる環境の充実を重点施策として掲げ、令和8年度から、こども家庭センターを設置したところで、特に子どもへの虐待防止については、大いに力を発揮していただきたいと思います。厚労省のデータですと、小中高生の自殺者数が過去最多を更新していること、2024年度の子どもへの虐待件数は22万件と高くなっていること、今年の3月には、親による小学生の殺害事件が起

きたことなど、大変痛ましい事件や実態があります。私としては、市内の発生事案に関わらず、なぜこのような虐待が発生したのか、経済的なことなのか、育児の悩みがあるのか、子どもの発達障がいがあるのか、発生事案の原因分析に努めていただければ、本市の子どもたちへの虐待防止対策の手がかりの一つになるかと思います。さらに、2024年の美唄市統計書によりますと、児童相談、子育て相談は市内でも年々増えている実態があります。私は自治体での相談体制があることの良さは、身近な第三者に悩みを聞いてもらえること。悩み事というのは、誰かに聞いてもらう、人に話すということで、気持ちが軽くなります。相談の入り口は便利なツールでも良いとは思いますが、本市には、子どもたちの力になろうと活動している方々もたくさんおります。今後も、これらの体制強化や周知活動に更に努めていただきたいと思います。市長のお考えを伺います。

大綱の2点目は、観光行政について伺います。

現在、第7期美唄市総合計画の後期基本計画の中の挑戦2、地域資源を生かした賑わいと活力あふれるまちづくりでは、観光関連施設の充実として、美唄国設スキー場整備事業が挙げられています。現在実施設計の途中という進捗状況ですが、今後のスケジュールについてどのようにお考えになっているか、市長にお伺いいたします。

●谷村知重議長 市長。

●桜井恒市長(登壇) 川上議員の質問にお答えします。

虐待に対するこども家庭センターの役割と虐待防止の対策についてであります。美唄

市こども家庭センターは、従来の母子保健機能と児童福祉機能を組織として一体的に運営し、全ての妊産婦、子育て世帯を対象とした健診事業などのポピュレーションアプローチと、子どもの発達や養育に対する支援が必要と思われる家庭に対するハイリスクアプローチを両輪とした伴走型包括的支援体制の中心的役割を担い、虐待の未然防止に取り組んでいるところであります。また、虐待通告などがあった場合は、児童相談所と連携して対応し、保護者や子どもとの面談等を行うほか、状況に応じて個別ケース検討会議において、関係機関との情報共有や支援、対策等について協議し、家庭に対する助言指導、相談等の支援を行っております。

次に、子どもや保護者等からの相談体制についてであります。どこに相談すればよいかわからないといった不安や様々な子育てに関する心配事、地域で気になるご家庭について、引き続き、電話や対面による相談をお受けするとともに、子どもや保護者世代にとって、身近なSNSを活用した北海道の「親子のための相談LINE」や通話料無料の児童虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)」などの気軽に利用できる相談窓口について、更なる周知を図ってまいります。また、深刻な状況になる前に、子どもや保護者の声をいち早く受け止めるため、学校や関係機関との連携に加え、地域の皆さんの見守りや交流活動などを通して、子どもや保護者が、家庭外に信頼できる人とつながることができる環境づくりを進め、地域全体で子育て世帯を支える体制の充実に努めてまいります。

次に、美唄国設スキー場整備事業の今後の

スケジュール等についてであります、今年度は改めて実施設計を行うため、現在、北海道防衛局など関係団体等と協議を重ねながら、検討を続けている状況であります。美唄国設スキー場は、本市の冬の観光資源として重要な柱の一つと位置付けており、将来的には道道135号、美唄富良野線が冬期の通行が見込まれるほか、美唄東部の炭鉱遺産群などとともに、地域のにぎわい創出と経済の振興を図るものと認識しております。このことから、スキー場は交流人口の拡大に向けた観光資源の要となる場所であると考えているところであります。今後のスケジュールにおいては、事業の進捗を着実に進め、速やかに新たな工程を提示できるよう取り組んでまいります。以上でございます。

●谷村知重議長 川上議員。

●11番川上美樹議員 それでは再質問をさせていただきます。

質問したいところは、大綱2点目のスキー場整備事業について再度お伺いをいたします。

今後のスケジュールにおいては速やかに新たな工程を提示できるように取り組むという考えは分かりました。美唄国設スキー場ですけれども、昭和50年、当時の防衛庁の支援をいただいて開設したスキー場で、昭和53年には、陸上自衛隊美唄駐屯地が開設されたという経緯がございます。

まず、この自衛隊につきましては、警察や消防と同じように、信頼できるありがたい存在だと私は思っております。自衛隊の皆さんは、何か起きた場合ですね、自分に危険があったとしても、国民を守るために仕事を全うする。こういう考えで、日々の厳しい規律の

下、訓練、トレーニングを行っております。このことについては私は心から敬意と感謝の気持ちを表したいと思います。そういった訓練の一つとしてこのスキー演習があるのですが、日本においては、国土の6割に雪が降りますので、こういったスキー演習については必要だということになります。さらにこのスキー演習については、一般の方との接触事故が起きないように、自衛隊の皆さんは最大限気をつけて、スキー演習を行っているということです。ですから、このたびですね、リフトにおきましても4人乗りで、スムーズに隊員の皆様方に上のほうに上がっていただく。レストハウスや駐車場も十分な広さが必要であり、このことについて、国や道の支援がいただけるということかと思えます。炭鉱が閉山して、国の支援をいただきながら、この国設のスキー場や美唄駐屯地が本市にできたこと、これらの経緯について私たちは、当時の国、道、それから市の職員をはじめとした関係者のお考えやご苦勞を再度みんなで確認することが必要かと思えます。美唄駐屯地ができたことで、言わば美唄にとっては大きな企業が一つあるということと同じだと思いますし、当然働くところがあれば、住んでいただける隊員と家族が増えるということにもつながります。こういったことを、再度ですね、みんなで確認しなくてはならないなと私は思います。さらに財源の方ですけれども、本市は自主財源については27%、依存財源については73%という実態があります。ですから、国や道からの支援をいただけるということが、いかにありがたいかということも同様だと思います。

私たちはこのスキー場をどうですね、本市

の観光振興につなげていくか。国内外の一般客へのアピールはもちろんなんですけれども、特に平日における自衛隊の部隊への更なる呼び掛け、また、学校授業への呼び掛け、例えば、江別の中学校は8校ありまして、全部で3,000人の生徒さんがいらっしゃいます。札幌に行くのではなく、美唄に来ていただくためにどうしたら良いか。例えば、バス代とか高速代とかリフト代ですね。こういった費用面で、札幌に行くより美唄の方がいいと。リフトも十分に乗ることができますし、例えば、バスの中でお昼ご飯を食べないでレストハウスで食べることができる、落ちついた環境の中でスキー授業ができるよというような、学校事業へのアピールですね。それから全国の大学へのアピールだとか、いわゆるどこからどれぐらい人をどうやって呼ぶのか、それを一冬でどうするのか、12月の平日はどうか、週末はどうかですね、1月、2月、3月はどうかといった、いわゆる事業計画についても、再度ですね、みんなで知恵を出し合いながら確認する必要もあるかと思います。

議会では、国の支援をいただきながら設備の更新はさせていただいたとしても、スキー場の運営をしていく上で、市民負担が増えては困りますよという考えから、多くの意見が出されている。これも議員の立場としては当然なことだと思います。今、自衛隊に関することですかスキー演習のことも含めて意見を述べさせていただきました。本市の第7期総合計画後期基本計画の挑戦に、地域資源を生かした賑わいと活力あふれるまちづくりとして、交流拠点施設とあわせて充実を図るというふうにあります。これは本市にとっては大

きな挑戦であると思います。交流拠点施設と同様に、にぎわいを作り、市民にその利益を還元できるように、このチャンスを生かす、炭鉱閉山から本市の将来を考えて、当時関係した方々の思いを、私たちは未来につなげていけるよう、様々な懸念をクリアして、前向きな考えを持って、これからやるべきことを、みんなでですね、一丸となって進めていく。たとえ実施設計がその期間が長くなったとしても、国や道のご支援、ご指導をいただきながら、取り組んでいくべきと思いますが再度、市長のお考えを伺います。

●谷村知重議長 市長。

●桜井恒市長 川上議員の質問にお答えします。

スキー場の利用と整備の意義についてですが、近年における本市のスキー場は、自衛隊による訓練や小中学校のスキー授業など、団体利用が続いているほか、一般利用者も増加しております。それに伴い休日のリフト乗り場では、長蛇の列ができる状況が見受けられ、駐車スペースの確保が課題となっております。またレストハウス、リフト、管理棟については、老朽化が進行していることから、安全性の確保の観点からも、施設整備の重要性は高いものと認識しております。

交流拠点施設であるピパの湯ゆ〜りん館やスキー場につきましては、地域の魅力を最大限に生かした持続可能な稼げる観光施設として、観光客を迎え入れるための重要な役割を担っております。今後は、必要な財源を確保しつつ、特にスキー場整備事業につきましては、公共工事としての事業推進を図るため、専門的な知識や業務管理等が必要となります

ので、連携体制の構築と強化に努め、市内一体となって、事業の完遂に向け、引き続き取り組んでまいります。以上でございます。

●谷村知重議長 次に移ります。

3番江川いつみ議員。

●3番江川いつみ議員 令和8年第2回定例会において、大綱3点について市長にお伺いいたします。

大綱の第1点目は、広聴行政についてです。

市民の声を丁寧に受け止め、市政に反映することは、行政や議会にとって大変重要です。市長が積極的に取り組まれている対話の場は、市民が直接思いを伝えられる、貴重な機会であり、私もその姿勢を大切なものとして受け止めております。

一方で、市民から、「市長の公的な発言と、個人的な見解の区別が分かりにくい」、また、「公開できる話と非公開の話の線引きが難しい」という声を伺っております。特に、市長応接室のような公的な空間で、職員の方が同席される場面で、個人的な見解や非公開とされる内容が示されると、市民はその解釈に戸惑います。市長の発言は、市民にとって、行政の意思として受け止められるからです。行政の説明には、透明性や予見可能性が必要とされています。発言の性質を分かりやすく整理することは、行政への信頼にもつながると考えます。そこで伺います。

一つ目に、市長との対話の場の位置付けについてであります。市長との対話の日、オープンディスカッション、まちづくり勉強会など、市政について向き合う公的な場と認識してよろしいでしょうか。特に、市長応接室で、職員の方が同席される面談は、一般的に

は、行政としての政策形成過程に位置付けられると理解しています。そのような場で市長が個人的な見解や非公開の話をするというのは、私は考えられないことです。市長が、もし、個人的な話、見解、それらをするとなれば、どのような場面に当たりますか。また、市民が誤解しないよう、どのように区別をされているのかをお伺いいたします。

二つ目に、市民が議員同行を求めることと、市民の権利擁護についてであります。市民が行政との面談の際に、議員に同行を依頼されることがあります。行政とのやり取りに不安がある場合や説明を正確に理解したい場合など、理由は様々ですが、議員が同席することで誤解を防ぎ、市民の安心につながる場面も多いと感じております。市長との対話において、市長と市民という、情報量の違う者同士の非対象性に対する権利擁護の一つだと考えております。

また、地方自治法第100条では、議会には、市政全般について調査する権限が認められております。市民から同行を求められた場合、その行為は、議会の調査権の範囲内であり、行政法上も正当なものと理解しております。この点について市長はどのようにお考えでしょうか。また、議員の動向を制限される場合があるとすれば、それはどのような場合か、お伺いいたします。

続いて大綱2点目は、福祉行政についてです。

これまで多くの同僚議員が繰り返し質問しておりますが、私もまた、恵祥園で発生した虐待事案を基に、市の運営体制の課題と恵風園・恵祥園の今後の在り方について、公設の施設として、またそこで働く職員のプライド

のために、質問させていただきたいと思っております。当市は二つの直営施設を運営していますが、人口減少と介護職不足が深刻化する中、私はこれまで、介護度の重度化や認知症の併発により、法定数では職員が足りず、現場が疲弊していると指摘してまいりました。そのような中、虐待が認定されたことは、残念であり、大変重く受け止めております。さらに、市民や議会が、市からの説明ではなく、新聞報道で事実を知ることになった点も誠に残念なことでございます。

重複する点もありますが、市長の整理を確認した発言通告どおり質問させていただきます。

虐待事案と市の管理運営体制についてから始めますと、一つ目は、事実確認についてです。

昨年11月に施設から虐待の疑いで市に報告が上がる、12月に市が虐待を認定する。1月に道が監査し、3月に改善勧告を出す。4月に施設から道に改善状況報告を提出する。この間5か月間、虐待認定から年度末までは3か月、今日までは7か月が経過しているこの時系列について、市の認識を再度確認いたします。

二つ目は、市の法的責任と透明性の確保についてです。

恵祥園は市直営であり、市は運営管理者として、安全確保義務、監督義務を負う一方、虐待防止法の通報を受ける側でもあります。本事業では、市長は、通報を受け、虐待を認定した側であり、同時に施設管理者でもありました。一般論として、利益相反という事態が生じるため、透明性の確保は不可欠となります。これまでの答弁では、北海道と情報を

共有した、国の基準に基づき判断したといった一般論にとどまり、明確な説明がありません。市長はこの二重の立場に伴う利益相反をどのような手続体制で回避したのか、しなかったのか、具体的に伺います。

三つ目は、市直営施設で起きた虐待を公表しなかった理由についてです。

市町村には公表義務がないことは承知しております。しかし、市直営で起きた虐待を公表しなかった判断は、市政への信頼に直結します。市長は、ご家族の意向を理由に、公表を控えたと答弁いたしました。私は個人情報の公表を求めているではありません。被害者が特定されない匿名公表について伺っております。高齢者虐待防止法は、匿名公表を禁じておらず、他の自治体では、一般的となっております。匿名公表が可能であるにも関わらず、公表しないと判断した行政としての根拠を伺います。

四つ目は、虐待を行った職員に対して処分を行わなかった理由についてです。

市職員の虐待は、地方公務員法第33条の信用失墜行為に該当する可能性があります。しかし、懲戒処分は行われず、市長は検討中に自己都合退職したと説明されました。懲戒処分は市長の裁量ですが、今回のように説明責任が果たされない場合は、裁量権の逸脱、濫用ということにもなります。認定から3か月の猶予があったにも関わらず、処分を行わなかった理由を法的根拠とともに伺います。

五つ目は、再発防止策と、介護職員の心身のケアについてです。

今回、この事案が明るみに出たのは、5月2日付けで、報道機関に届いた匿名の手紙がき

っかけであり、手紙には、ご本人の尊厳はもちろんであるが、働いている職員の心と体を守ってほしいと書いてあったそうです。今回の事案は、私が指摘した介護職不足による現場の疲弊が、現実化したものではないでしょうか。市はこの声をどう受け止め、どのような聞き取り調査や支援を行ったのか、また、今後このような事案を起こさないために、再発防止策として、どのような具体策を講じるのか。伺います。

次に、恵風園・恵祥園の今後の在り方についてです。

これまで、虐待事案への対応について、市の対応を正しておりますのは、美唄市にとって、これらの施設が貴重な社会資源であり、市民にとっての心のよりどころであり、働く職員にとって、誇りを持って通い続けられる施設であってほしいと思うからです。現在、恵風園・恵祥園という直営施設の在り方を民間の施設と連携して、市内の高齢者数、介護度、施設数、介護職員数などを総合的に勘案して検討しているものだと推測します。直営施設の役割をどのように位置付けているのか。民間施設との連携、市内全体の介護職不足、空床の問題など、現状と検討状況を伺います。

最後に、大綱3点目は、生活機能の維持と買物環境の確保についてです。

コアビバイにあったAコープが今年3月に閉店、さらに8月頃に駅東側にあるスーパーが閉店する予定であり、市街地におけるスーパーは1店舗のみとなる見通しです。市内中心部には、市民の約7割が暮らしており、買物環境の変化は日々の生活に大きな影響を及ぼし、市民生活の不安は増すばかりであります。A

コープが閉店する際には、市長から、宅配や移動販売などの代替手段についてご紹介をいただき、コアビバイ内で生協宅配トドックの申込み会場を設置するなど、これらのサービスが買物が難しい方々にとって、一定の役割を果たしていることは私も理解しております。

しかし一方で、市民の皆さんからは、「実物を見て選びたい」、「少しでも安いものを買いたい」、「特売品や値引き品などを見ながら買物がしたい」そういった声を多く伺っております。特に、高齢の方々にとっては、実物を見て選ぶことが安心につながり、生活の楽しみの一つにもなっています。そこで、伺います。

一つ目に、市民の買物行動やニーズの把握についてです。

今般、市中心部にあるコアビバイが閉店し、市として市民の買物行動やニーズをどのように把握されているのか。また、こうした声をどのように受け止めておられるのかをお伺いいたします。

二つ目に、代替手段の位置付けについて伺います。

トドックや移動販売は、便利な面がある一方で、品数が限られること、価格が高めになること、利用頻度に制限があることなど、実店舗と同じ役割を果たすのは難しいという声も寄せられています。市として、これらのサービスをどのように、位置付けて捉えているのか、実店舗の縮小を補う手段として十分であると考えているのかを伺います。

最後に、市の役割について伺います。

買物機能は市民生活の基盤であり、日常の安心を支える大切な機能です。民間事業者の

経営判断に市が直接介入することは難しい面があると承知しておりますが、一方で、生活機能の維持という観点からは、市として果たすべき役割もあると考えています。

移動支援、商業者支援、空き店舗の活用など、買物環境を維持するための環境整備について、現時点でどのように検討されているのかを伺います。

市民の皆様がこれから安心して暮らし続けられるよう、市としての方向性をお聞かせ願えたらと思います。当初の質問は以上でございます。

●谷村知重議長 市長。

●桜井恒市長(登壇) 江川議員の質問にお答えします。

広聴行政についてであります。初めに、市長との対話の場の位置付けについてありますが、市長との対話の日、オープンディスカッション、まちづくり勉強会などは、市民の声を直接伺い、市政に反映するための重要な広聴行政の施策であり、市民が市政に対して意見を述べる貴重な機会であると考えていることから、私自身も市民の声を丁寧を受け止め、政策形成に生かす公的な場であると考えております。

また、私が美唄のビジョンとして掲げている、「皆がときめく未来を語り合うまち」の実現に向け、市民がまちに暮らすことの安心や希望について自由に語り合い、活発な意見交換や議論を深める場とするため、私の個人的な意見を述べる場合があることを伝え、誰もが発言しやすい環境づくりに努めているところです。

次に、市民との対話における議員の同行と

市民の権利擁護についてであります。広聴活動としての対話の場については、市民の率直な意見や議論を交換する場と考えており、市民が気軽に申込みや参加ができるような仕組みとしているところではあります。行政との対話において不安を感じる市民がいることも承知しております。このため、対話の場において、議員が同席することにより、行政とのやり取りにおける不安の軽減や理解が深まるほか、正確性が確保され、誤解を防ぐものにつながるものと考えているところであり、同行を制限するものではありませんが、その中で、私の発言が全て公式な見解ではないことをご理解願いたいと考えております。

いずれにいたしましても、市民との対話の場においては、市民の安心を確保、自由な発言の場の提供を行うために、適切な説明を行い、可能な限り市民の意向を尊重するよう努めてまいります。

次に、虐待事案と市の管理運営体制についてであります。本件については、昨年11月に施設から市及び北海道へ虐待の疑いに関する報告があり、その後市において、関係者への聞き取りや記録の確認を行い、法令及び国の判断基準に基づき、虐待と認定したところです。その後、北海道による監査が実施され、改善指導を受けたことから、施設において改善策を取りまとめ、改善状況報告書を提出しております。市といたしましては、北海道と情報共有を図りながら、適切な手続に基づいて対応を進めてまいりました。

次に、市の法的責任と透明性の確保についてであります。恵祥園は市が設置、運営する施設であり、入居者の安全確保や適切な施

設運営に責任を有しております。本件への対応に当たっては、施設内だけで判断するのではなく、市が独自に事実確認を行うとともに、北海道とも情報共有を行いながら、対応を進めてまいりました。また、虐待の認定については、法令及び国が示す判断基準に基づき、客観的な事実関係を整理した上で、それぞれの立場で適正に判断したところであります。このたびの案件につきましては、被害を受けた方のプライバシーを最大限に尊重しなければならない特殊な事案であり、情報の発信については限定的にとどめる必要性がありましたことをご理解いただきたいと考えているところであります。

職員の懲戒処分につきましては、地方公務員法第29条に基づき、事実関係や責任の程度などを総合的に判断して行うものであり、本件に係る事実関係や北海道による監査結果等を踏まえ、必要な対応を検討しておりました中、自己都合により退職したことから、結果として懲戒処分に至らなかったものであります。

新聞記事そのものの内容については、発言を差し控えさせていただきますが、再発防止策としては、北海道からの勧告等を受け、具体的な再発防止策の検討や適切な技術による介護を行うこと、施設長による一元的な職員の管理業務状況の把握、入居者及び家族の希望を勘案した施設サービス計画の策定などとなっております。

北海道へ提出した改善状況報告書の内容につきましては、虐待防止研修の強化、外部講師による介護技術研修の実施、職員アンケートの定期実施、職員面談の実施などとなって

いるところであります。

次に、恵風園・恵祥園の在り方についてありますが、恵風園・恵祥園の今後の在り方につきましては、高齢者人口の減少、介護人材不足、介護ニーズの変化などを踏まえながら検討を進める必要があると考えております。このため、令和7年度は、市内の主な介護保険施設等を運営する事業者から、現在の運営状況や今後の見通し、両施設の在り方について意見を伺い、庁内において検討を進めてまいりました。令和8年度においては、基本構想を基に、福祉、介護、医療関係者の協力を得ながら、地域全体の介護サービス提供体制や施設の役割を含め、将来の方向性について議論を進めてまいります。

次に、生活機能の維持と買物環境の確保についてありますが、市民の皆様の買物行動やニーズにつきましては、令和6年度に実施いたしました美唄市中心市街地活性化基本計画市民アンケート調査のほか、日頃市民の皆様から寄せられるご意見やご相談を通じて把握に努めているところであります。

市民アンケート調査結果では、普段の買物場所はどこかとの質問に対し、中心市街地の店舗が47.4%と最も多く、次いで中心市街地以外の市内店舗が24.2%となっております。また、買物をする上で大切だと考える点は何かにつきましては、品ぞろえの多さが78.8%と最も高く、次いで価格の安さが78.6%、3番目に、地元農産品の販売が34.0%となっております。上位2項目が他の選択肢と比べ、かなり高い割合を占めているところであります。

今後市街地における食品スーパーは1店舗となる見込みですが、特に国道より西側にお

住まいの方や自らの移動が困難な高齢者などにとりましては、買物の選択肢が限られ、ご不便やご不安を感じておられるものと認識しております。

次に、代替手段の位置付けにつきましては、宅配サービスや移動販売等は、自らの移動が困難な高齢者などにとりまして、日常生活を支える重要なサービスであると認識しております。

一方で、店舗での買物と比較いたしますと、品ぞろえや価格、利用頻度、実際に商品を見て選ぶことができるかといった面で、一定の制約があることも承知しております。

最後に、市の役割につきましては、市民の皆様の買物環境を維持していくことは、市民生活の安心を支える重要な行政課題であると認識しております。これまで市は、本年3月末のAコープ閉店まで、中心市街地の活性化を目的として、コアビバイにおける買物バスの運行を支援するとともに、買物等における移動手段の確保を図るため、A I デマンドバスの運行や美唄市中小企業等振興条例に基づく市街地の空き店舗利活用への支援など、民間事業者の取組を後押ししているところであります。今後におきましても、移動支援、商業者支援、空き店舗の活用など、買物環境の維持に向けた環境整備について、関係事業者とも連携を図りながら、市民の皆様が安心して暮らし続けることができるよう、必要な取組を着実に進めてまいります。以上でございます。

●谷村知重議長 一般質問中ですが、11時10分まで休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時10分 開議

●谷村知重議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

江川議員の再質問から入ります。

江川議員。

●3番江川いつみ議員 ご答弁ありがとうございました。

あと幾つか再質問させていただきます。

広聴行政については、市長と私の広聴行政についての押さえ方が若干違うというふうに感じております。再質問はいたしません。ただ、市長と市民の対応は、非対象性があり、市民にとっては不利なことが多いということをご理解いただきたいと思います。また、議会には調査権があり、行政を監視する役割を仰せつかっていることもご理解いただきたいと思います。

福祉行政について、虐待事案と市の管理運営体制につきましては、施設管理者として、ご家族の意向を最優先されたということで、また、市長としての裁量で処分、公表をせず、市民への説明を省き、施設管理者として、そして任命権者として、市民への謝罪も省いてよい事案だと判断されたものだと理解しました。

ただ、心配なことがありますので、市長にお考えを伺いたいと思います。

今回、市民への説明がなかったことで、誤ったうわさが広がり、かえって施設の職員を苦しめている状況が見受けられます。――

———今、市民の市政の信頼は大きく揺らいでおります。美唄の人口の半分は高齢者です。現在、入所中の方やご家族、これから入所を考えている方などが安心して利用できる施設、職員が安心して働ける施設として再出発していただきたいと思っています。そのことに関して、市長のお考えをお伺いいたします。

次に、恵風園・恵祥園の在り方につきまして、公営施設は、地域包括ケア推進の最後のセーフティネットとして不可欠であります。低所得者や困難事例の受け皿、重度者対応、地域ケアの基盤として、民間では代替できない役割があります。市として、公設施設の役割をどのように再定義し、今後どのように維持強化していくのか、改めて伺います。

次に、生活機能の維持と買物環境の確保についてですが、市として、買物環境の変化を課題として、受け止めていただいていることは理解いたしました。特に、高齢者の買物環境の整備を今後も検討を続けていただきたいと思います。その上で、市の役割として、もう1点伺います。

駅東側スーパーの土地建物の所有者は、新たな地権者に移ったと伺っております。地権者は、大手スーパーだと承知しておりますが、今後、進出の見込みはあるのでしょうか。市民の買物ニーズや生活実態について、市として独自の調査を行い、そのデータを地権者と共有することで、跡地活用の可能性を広げていくことは十分に考えられるのではないかと思います。市としてどのようにお考えでしょうか。再質問は以上です。

●谷村知重議長 市長。

●桜井恒市長 江川議員の質問にお答えします。

虐待事案と市の管理運営体制についてありますが、このたびの案件につきましては、被害を受けられた方のプライバシーを最大限に尊重しなければならない特殊な事案であり、情報発信については限定的にとどめる必要性がありましたことをご理解いただきたいと思います。と考えているところであります。

いずれにいたしましても、これまで、虐待防止に向けた取組を実施してまいりましたが、今後はより一層の再発防止及び職員教育の徹底に努めてまいります。

次に、恵風園・恵祥園の在り方についてありますが、この先、20年後、30年後を見据え、本市としてどのような介護サービスを提供していくのかを福祉、介護、医療に関する事業者等にご協力をいただきながら、将来を見据えた介護サービス及び施設の在り方について議論する中で、公的介護サービス事業の在り方についても検討してまいります。

次に、新たな地権者との協議についてありますが、本年8月末をもって駅東側スーパーが閉店する見込みであることは、市民生活への影響が大きいものと受け止め、市といたしましては、速やかに情報収集を開始したところであります。新たな地権者に対し、これまで複数回にわたり、経過及び今後の方向性について確認を行っておりますが、現時点においては、新たな店舗展開を含め、具体的に決定した事項はないとの回答を受けているところであります。

市民生活の基盤である、日常の買物環境を

確保することは、市として重要な課題であると認識していることから、引き続き、当該地権者に早期に今後の方針を示していただけるよう、継続して働き掛けてまいります。以上でございます。

●谷村知重議長 江川議員。

●3番江川いつみ議員 再度のご答弁ありがとうございます。

大切なことは、市民が納得できることであると思っております。その意味を込めて、再三になりますが、生活支援について再度質問させていただきます。

市として、駅東側スーパーの新たな地権者に働き掛けていただいていることは理解いたしました。

しかし、先ほど私が伺ったのは、市民の買物行動や購買力など、具体的なデータを市として把握し、そのデータを根拠に地権者と協議するお考えがあるのかどうかという点であります。現状では、地権者も出店はまだ決まっていないという回答にとどまっております。では、主体的に判断材料を提示しなければ、協議が前に進まないのではないかと考えています。さらに、庁内が連携して、例えば、市民生活により近い民生委員や集落支援員、地域おこし協力隊などにも協力していただいて、調査を進めることも検討できないものでしょうか。スーパーが進出するにしても、しないにしても、市民が納得できる取組をしていただきたいと、お願いしたいと思っております。

そこで改めてですが、市として独自の買物動向や購買力の詳細の調査を実施して、その結果を地権者に提供することで、跡地活用や新規出店の可能性を広げる取組を行う考えは

あるのかということをお伺いいたします。以上で質問を終わります。

●谷村知重議長 市長。

●桜井恒市長 江川議員の質問にお答えします。

市民の買物行動や購買力に関する詳細なデータを活用した働き掛けについてであります。委員がご指摘のとおり、事業者にとって、地域の需要動向は重要な判断材料の一つであると認識しておりますが、出店の可否につきましては、事業者自身が市場規模や商圈分析、競合状況など、より専門的で詳細なデータを用いて総合的に判断されるものであり、市が独自に調査を行ったとしてもそれが直接的に出店判断に結び付くとは限らないものと承知しております。

いずれにいたしましても、市民の皆様から寄せられている不安の声を重く受け止め、今後も可能な限り地権者に働き掛け、進展があった場合には速やかに周知するとともに、市民生活を守るという行政の役割を果たすべく、必要な対応を着実に進めてまいります。以上でございます。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

●谷村知重議長 松山議員。

●13番松山教宗議員 議事進行をお願いします。

●谷村知重議長 暫時休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午前11時21分 開議

●谷村知重議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの松山議員の議事進行について発言を許可します。

松山議員。

●13番松山教宗議員 ただいま江川議員の質問の中にですね、まだ公表されていないものが一部ありましたので、その点について進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

●谷村知重議長 ただいまの議事進行発言について議事整理をいたしますので、暫時休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時53分 開議

●谷村知重議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの松山議員の議事進行発言に対して、議会運営委員会を開催し、江川議員の質問の内容を確認した結果、江川議員から改めて発言を求められておりますので、これを許します。

江川議員。

●3番江川いつみ議員 先ほど本会議場におきまして、一般質問、再質問の中で市議会アンケート調査に関する発言をいたしました。

この部分について取消していただきたいと思いますので、議長においてお取り計らいくださいますようによりしくお願いいたします。

●谷村知重議長 お諮りいたします。ただいま江川議員から申出のありました発言の取消しについて許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんのでそのように決定いたしました。

一般質問中ですが、吉岡議員の質問につきましては、午後からといたします。

13時10分まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後1時09分 開議

●谷村知重議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番吉岡建二郎議員。

●6番吉岡建二郎議員 2026年第2回定例会において大綱2点について市長に質問します。

大綱の1点目、公務員倫理と法令遵守についてです。

このところ本市では、いわゆるコンプライアンス違反が多発しています。車検切れ公用車の公務使用や今定例会の一般質問でも同僚議員から質問のあった元職員による背任事件と続き、3月には、それらを受けて、職員倫理条例を制定したところですが、5月になってまた新たなコンプライアンス違反と言える事例が明らかになっています。ゆゆしき事態だと考えます。

公務員倫理と法令遵守について、さらに深く見直していかなければならないという観点から質問します。

一つ目に、恵祥園での虐待についてです。

この件については、同僚議員から何件も質問がありましたが、大変重要で重大な事態であると考えますので、事実関係の確認を私からもさせていただきたいと考えています。報

道等で見える限りでは、刑事事件となり得るような事案なのではないかと考えられるところがあると思うのですが、現状本市として、その点について、どのように把握をされているのか、お答えください。

また、本件に関連してのものだと考えますが、今年2月2日に、本市ホームページ上に、施設内虐待防止のための指針についてという内容が掲載されました。この指針ですが、これはどのような経緯で整備をされたものなのか。また、この指針以前には施設内での虐待に対して、何らかの対応はなされていたのかということ伺います。

公務員倫理と法令遵守に関して、二つ目に、職員の懲戒処分について伺います。こちらも同僚議員から一定程度の質問がありました。その際に当該のですね、懲戒処分を受けた職員について、どのような規定や手続に基づいて処分内容が決定されたかなどは、その答弁から理解をいたしました。その中で、本年の6月9日付けでですね、市立美唄病院看護師の懲戒処分が、これもホームページでも確認できますが、実際出されていることを確認しています。この非違行為というんですかね、そのための懲戒処分であり、器物損壊罪の容疑により捜査機関に逮捕され、その後略式起訴による罰金刑の略式命令を受けた者、このように、懲戒処分の中身には書かれています。こういった形になっておりますが、今回のこの懲戒処分に至った事件について、その事件の詳細あらましですね、市としてはどのように把握をされているのか、どこまで把握をされているのか伺います。

大綱の2点目、中心市街地活性化等について

です。

買物難民対策について伺います。

これまでも一般質問ですとか、委員会での質問の場で継続して、この買物難民対策については、議論をさせていただいてきています。このたびですね、またこの買物難民対策について、大きく影響することが間違いないだろうという状況変化が起こっています。本年8月末に駅東の商業施設が閉店となるということです。同僚議員からですね、この件も質問ありましたけれども、この件に関しては3月末の中心市街地西側のスーパーの撤退に続いて、市民の生活に多大な影響を及ぼすことは間違いないことだと私も認識しておりますし、市長も先ほどですね、午前中の答弁でそのようにおっしゃっていたものと認識をしています。市としてはですね、この8月末の駅東のスーパーの閉店について、これまでどのように把握をされてきていて、また、どのように対応をされてきてこれから進めていくのか、この点について伺います。

また、この8月末での閉店ということですから、それによって市内から3月末ですね、そして8月末、半年に満たない期間の間で、2店舗のスーパーがなくなっていくこととなります。特にですね、免許返納等の事情などで、車の移動がご自身でできないという方。非常に歩いて行ける距離からスーパーがなくなるといった場合が発生してきますので、いわゆるこのメインの議題とさせていただきます、買物難民にまさになりかねない事態が大きく広がっていくこととなるのではないかと考えてます。これまでも本市の買物難民対策ということで質問、意見をさせていただいてきました

けれども、更なるですね、対策が必要となっていくのではないかと。これまでですと移動販売や宅配を利用させていただき、その前ですとね、西側のスーパーに対してはバスを運行する補助を行ってきてましたけど、それとは一線を画すような形での何かしらの対策ですね、必要となると私は考えるんですが、現状を受けて、どのような対策を講じていくように、今検討などされているのかということ伺います。以上についてお答えをよろしくお願い致します。

●谷村知重議長 市長。

●桜井恒市長(登壇) 恵祥園での虐待についてであります。本案件につきましては、高齢者虐待防止法の趣旨に照らしましても、被害を受けられた方の尊厳やプライバシーを守ることは極めて重要であり、市といたしましては何より、ご本人及びご家族の意思を尊重すべきものと考えております。そのため法令上必要とされる報告や対応は責任を持って行っていますが、個人が特定され得る情報や当事者の意思に反する形での詳細な内容の公表、あるいは改めての報告につきましては、差し控えたいと考えております。

市といたしましては被害を受けられた方やご家族の心情を第一に考えながら対応したものであり、今後も個人の権利利益の保護を基本として対応してまいります。

次に、施設内虐待防止のための指針についてであります。当該指針は、北海道による監査において、未整備であるとの指摘を受けたことから、令和8年2月2日付けで整備したところであります。

また、指針整備前におきましても、高齢者

虐待防止マニュアル及び美唄市恵風園及び恵祥園施設内虐待対策検討委員会設置要綱に基づき、虐待防止に向けた取組を実施してきたところであり、これまで、虐待防止に向けた取組を実施してまいりましたが、今後は整備した指針に基づき、より一層の再発防止及び職員教育の徹底に努めてまいります。

市立美唄病院看護師の逮捕、罰金刑についてであります。初めに、事件概要についてであります。市立美唄病院勤務の男性職員が、本年5月上旬、私生活において器物損壊事件を起こし、6月1日付で、司法による略式命令、罰金刑を受けたものであります。

事件把握の経過につきましては、逮捕された当日に当該職員の家族により、所属長へ連絡があったところであり、また、同日中に、北海道札幌方面岩見沢警察署から事件について照会があったところであり、また本件につきましては、被害者の保護及び二次被害の防止の観点から、報道機関等への発表におきましても、個人の特定や事案の背景にわたる詳細な情報の公表は差し控えているところであり、議会におかれましても、ご理解を賜りたいと存じ上げます。

次に、買物難民対策についてであります。本年8月末に、駅東側のスーパーが営業を終了する見通しとなったことにつきましては、市民の暮らしに大きな影響を及ぼすものであると受け止めております。市では、報道直後から状況把握に努め、新たな地権者に対し、複数回にわたり、これまでの経緯や今後の方針、方向性について、照会しておりますが、現段階では、新規出店を含め、具体的にお示しできる計画はないとの回答を得ております。

日常の買物環境は、市民生活を支える基盤であり、その確保は行政として大変大きな課題であると認識しております。このため市といたしましては、当該事業者に対し、本市の買物環境への課題や市民の不安感の助長さらには商業施設がもたらす地域経済の重要性について説明し、できるだけ早期に今後の方針を示していただけるよう、粘り強く働き掛けを続けてまいります。

次に、更なる買物難民対策を講じる必要性につきましては、本市では、買物をはじめとする日常の移動手段を確保するため、A I デマンドバスの運行に取り組んでいるところであります。しかしながら、自らの移動が困難な高齢者などにとりましては、こうした公共交通に加え、民間事業者が提供する移動販売や宅配サービスも、日常生活を維持する上で欠かすことのできない重要な生活基盤であると認識しており、その必要性は、お一人おひとりの生活状況に応じて大きく異なるものと受け止めております。また、社会福祉法人溪仁会コミュニティホームびばいにおきましては、この夏から買物が困難であると認める美唄市内にお住まいの65歳以上の方などを対象に、月2回、事前申込みにより決定された方へ買物支援サービスを開始されると伺っており、共助による買物支援も加わり、対策強化が期待できるものと考えております。

市といたしましては、今後におきましても、A I デマンドバスの利便性向上による移動手段の確保に加え、民間事業者との連携強化を図るなど、多角的な視点から買物環境の維持に向けた必要な施策を行ってまいります。以上でございます。

●谷村知重議長 吉岡議員。

●6番吉岡建二郎議員 再質問いたします。

公務員倫理と法令遵守についてのところでです。

まずは、恵祥園での虐待についてですね、こちらについて、再度伺います。

本件については、本市からの市民周知、現状、今定例会での各同僚議員、そして私への一般質問への答弁でしか行われていないという状況だと私は認識をしています。報道ではありましたが、市からというふうな形で行われているものはそのみなのかなと。

我々議会もですね、報道によって初めてこの虐待という事案を知ったところです。市長答弁において、個人のプライバシーに配慮し何よりも被害を受けられた方及びご家族の意思を尊重すべきものだと考えてのものだとおっしゃるとおり、そのことについては理解をいたします。

一方で、今回の一般質問の答弁において、市長の答弁ですね、明らかにすることが可能であった内容については、新聞等報道が出る前の段階で、例えば、定例会もありましたし、臨時会もありましたから、議会のそれこそ一般質問の最初の場合でありましたがね、市政報告などの形をとって、市民に向けて、議会を通して説明を行うことは可能だったのではないかなと思うところがあります。プライバシーの配慮と、透明性、そのバランスを取るということは、困難だった、できなかったということでしょうか。この点について市長の考えをお答えください。また本件以外です、この今お答えいただいたもの以外で、この当該施設で同様、又は類似するような事

案というものの、現在、その事案の発生、把握されているのかをあわせて伺います。

続いて、この倫理と法令遵守についてのところのもう1点となりますけれども、冒頭に述べましたとおり、本年3月には美唄市職員倫理条例を制定、そして、条例を運用していこうという中で、またこのように不祥事というものが続いている現状があります。このような状況ですね、改善がなかなかされていかない、続いていくということが更にあれば、ただでさえ今本市への信用というものかなり落ちている状況かと思います。更に失墜していく一方になってしまう、そういう懸念があります。この美唄市職員倫理条例制定の際の公務員倫理の基本と指針についてというもののの中でですね、公務員倫理とは法令遵守のみならず、公務員が一般的な社会機関やマナーを守ることを含んだ全体の奉仕者として、社会一般から期待されている行動規範とされています。

そして法令遵守については、法令遵守とは、一般的にコンプライアンスという言葉で表現され、近年、民間企業や行政機関などでも盛んに使われており、法令やルールに規定されていることに従って、これを確実に守るということを意味します。

法令遵守の意識を持つことは、公務員として当然のことであり、仕事をする上での基本となりますと、このようにですね、書かれているんです。本当にこの美唄市職員倫理条例を読めば、こういったことが起きないようにというふうなことで、この条例を制定したというのはよく分かるんですね。

また、この公務員倫理に関しては、公務員倫理を確立するためには、常に職場で意識醸

成、知識習得、行動促進の三つのサイクルを回すことが大切とされています。これが、先ほどの公務員倫理の基本と指針についての中で、かなり最初の部分、大事なものなんだなというところで触れられているんです。是非ですね、本市の信用、何としても回復させていくために、改めて、市立美唄病院職員、また恵祥園職員のみならず、市の全職員に公務員としての倫理や法令遵守など、このコンプライアンスの徹底が必要であると。この意識の醸成、そして知識習得、行動促進ですね、この三つのサイクルを回すために、是非市長がリーダーシップを執って進めていっていただきたいと考えるんですが、市長の考えを伺います。

中心市街地活性化等についてです。

買物難民対策についてなんですが、答弁の中でありますとおり、このコミュニティホーム美唄ですか、夏からということで、こういった形で民間が動いていただけるっていうふうなこともあります。それもしっかりと連携を取りながら進めていくのと同時に、やはり市としてできることっていうものを見据えていっていただきたいなと。現状ご答弁の中では、A I デマンドバスの運行というところが取上げられておりました。このA I デマンドバスですね、利便性向上による移動手段の確保に加え、この民間事業者との連携強化を図っていくとの答弁だったんですが、もちろんその利便性の向上ということは非常に重要かと思います。以前も委員会などでですね、質問させていただいた中で、回数券なんて作ったらいいんじゃないかっていうふうなことも言わせていただきましたし、特にお釣りが

出るような形だとなかなか対応しづらいって
いうふうなお話も聞いてますので、そうい
ったところからの利便性や若しくは過去の委員
会ですと、地域通貨ですねスーパーアプリな
どの対応というふうなことで可能となってい
けば、更に便利になるだろうというふうに分
かっていますので、そういった点も進めてい
ただくのは、大変必要なことなんですけ
れども、利便性の点だけでなく、A I デマ
ンドバスについては、利用方法ですね、分か
らないっていう声を非常に多くというかよく
いうか、一定数聞くんですね。特に高齢の方
から多く、そういった声をいただいてまして、
私ものるーとのパンフレットですね、生活環
境課の方に行って、何部かいただいて、実際
市民の方に説明するときにそれを持って、一
緒に見て、ここに電話すればいいんですよ
っていうふうな話をするんですけれど、なか
なか利用したくても利用方法が分からない不
安があって、その電話を掛けるということも
進まないっていう方も、思った以上に多く
いるんじゃないかなと危惧をしています。

先週金曜日の同僚議員もこのA I デマ
ンドバスについて質問された際には、登録
者数で1,900人程度ということで、美
唄市全体の人口からすると1割強というところ
の登録者数にとどまっている状況です。まだ
まだですね利用したいという市民がいるの
ではないかと考えます。これまでも様々な媒
体で、市はですね、このA I デマ
ンドバスの周知を行っていることは理解し
ています。ですが継続的にですね、日常的に
、目に付くところに、周知を続けていくこ
とが、今後ですね、買物に困る市民の一助
につながっていくことになる

んじゃないかなと考えております。例えば
ですね、広報紙メロディー6月号を見まし
たけれど、A I デマンドバスのるーとの
利用予約の専用の番号ですとか、あと問
合せの番号ですね、載っていなかったと
把握しています。この広報紙メロディー
は非常に多くの市民が見るものですから、
毎月ここに、のるーとについてのその電
話番号二つだけでも載せて、のるーと
でお困りでしたらこちらにお電話くだ
さいとかそういったメッセージ、それ
だけでも全然違って来るんじゃないかな
と考えます。また買物帰りにも利用し
やすいように、市内の商業施設に、周
知のために何らかの掲示などさせて
いただくことも効果があるのではない
でしょうか。

買物難民対策については、本当に何か
一つの手を打って一気に根本的に解決
するというようなこと、そんな容易な
ことではないと思います。だからこそ
できることから、今ある資源を有効
利用して、こつこつと一つ一つ積み
重ねていくことで、この買物難民
対策が、実際に形となっていくん
ではないかと考えています。是非とも
積み重ねていく、そのためにも行
動を取っていただきたいと思います
が、市長の考えを改めて伺います。

●谷村知重議長 市長。

●桜井恒市長 吉岡議員の質問にお
答えします。

恵祥園での虐待についてであります
が、本来、このように、公式の場
で取り上げること自体を当事者が
望んでいないため、慎重に対応
しておりましたが、今回施設名が
報道により、広く知られる状況
となったことを踏まえ、プライ
バシーへの配慮を一層重視し
つつ、可

能な範囲で答弁をいたしましたので、ご理解いただきたいと考えているところであります。

また、現在調査中の事案がありますが、しかるべき時期に可能な範囲でご報告させていただきます。

次に、職員へのコンプライアンスの徹底についてであります。公務員の立場にある者は、法令遵守にとどまらず、高い倫理感を持ち、誠実に職務を遂行して、市民の信頼に応える義務があると考えております。

今回の事件につきましては、私生活上の行為ではありますが、公務全体の信用を著しく失墜させる行為であると受け止めているところであり、深くおわびを申し上げます。今後同様の事件等が起こることのないよう、公務員倫理が一般的な社会規範やマナーを守ることを含んだ行動規範であることを踏まえ、改めて全職員に対して、職務の内外を問わず、法令遵守と倫理感向上について強く指導していくとともに、コンプライアンス研修などの実践的な取組をしっかりと確保して、常に意識を高く保つ人材の育成に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、A I デマンドバスのるーと美唄についてであります。市民の皆様の買物や通院など日常生活を支える移動手段として重要な役割を担っているところであり、これまで広報紙や市のホームページ、チラシの配布、説明会などを通じて、利用方法や予約方法の周知に努めてきたところであります。

一方で、特に高齢者の方などには、予約方法や利用の流れに不安を感じる方もおられるものと認識しております。今後におきましても、広報紙や市ホームページ、チラシ、窓口

での案内などに加え、買物などで市民の皆様が日常的に利用される商業施設等とも連携しながら、利用方法や問合せ先を分かりやすくお知らせし、引き続き丁寧な周知と相談対応に努めてまいります。以上でございます。

●谷村知重議長 次に移ります。

2番伊原潤司議員。

●2番伊原潤司議員 令和8年、第2回定例会におきまして一般質問をさせていただきます。

このたびの大綱は1点でございます。1点市長にお伺いをいたします。

私の顔を見たら中心市街地と思われるかもしれませんが、1点目は本市の中心市街地活性化基本計画についてお伺いをさせていただきます。

私は、令和6年第2回定例会の一般質問において、本市の中心市街地活性化に向けて、基本計画と民間事業との関連性についてということと、民間主体事業について、市の果たすべき立ち位置、つまりその役割はいかなるものなのかという二つの趣旨での質問をさせていただきました。

市長は、基本計画と民間事業との関連性につきましては、新たな民間による施設整備がある際には、事業者から十分な意見を伺い、必要な支援を行っていく、とのご答弁とともに、次に民間主体の事業について、市の果たすべき役割につきましては、国の制度を活用することで、新たな事業を推進しやすい環境が整うことから、商工会議所や商店街組合などと連携する、というご答弁をそれぞれに聞きました。ただ私は今市長の答弁、こういう答弁があったという中で申し上げたとおり、事業者から十分な意見を伺い、必要な支援を

行っていくという答弁が間違いなくあったのでございますが、この聞き取りを受ける事業者の1人として、そのような意味のある場が設けられたもの、という覚えはほぼないのですが、どのように進められてきたか、認識と実績を聞かせてください。市長にそのご答弁をいただきましてから今日に至るまで、2年が既に経過をいたしました。この2年間で具体的な取組の内容について、特に開発事業者からの聞き取り内容につきまして、何をどのように進めてきたのかを申し上げたように是非聞きたいと思います。

次に、国の制度を利用していくとした部分で、市は国の制度の具体的なものとして何が適用できるとお考えなのかを伺います。

中心市街地の活性化を主眼とする国の施策には、中心市街地活性化基本計画と連動した、立地適正化計画がございます。立地適正化計画に基づく都市再生整備計画による国の支援は、本市においても大変重要なものと考えられますが、この都市再整備計画を中心市街地の再生と照らし合わせて、どのように活用していくお考えなのかを、ここで改めて具体的に丁寧にお聞かせをいただきたいと思います。

私がここに立ち戻ってですね、実は一般質問でこのテーマを掲げさせていただくのは、過去に4回、今日で5回目かなと思います。いい加減にしろよということになりかねないところではありますが、なかなか引き出したい答弁をいただけないという実績と、それからここへ来て、いろいろ思わぬ事態が発生したということはあったにしても、中心市街地について語られるのがですね、やはり、いわゆるコアビバイとスエヒロ、いわゆる市役所に隣

接したすぐその場所、ここにしっかりともう思いを定められて、中心市街地の再編開発イコールあの部分をどうにかすることだということに、いつの間にか市長の中では置き換わっているような気がしてなりません。中心市街地というふうに策定されている地域というのはもっともっと広大なエリアでございしますが、そこに絞った形でいろいろお話をなさることが多いというふうに認識をいたしておるところでございます。そこで私は、まだまだそのコアにつきましてもですね、やはり先ほど来、直前の同僚議員の質問にもあったとおり、あるいはその答弁にもございましたとおり、いわゆる西側の方々の食料品の買い出し、買物難民が生じるんだということに重点が置かれている。スーパーをどうやって持ってくるかということに、去年の12月から今年の3月までの700万を投じたその期間でも、そのことにほぼ集約されていたと思われませんが、それがかなわず頓挫してるというのが現在の姿だというふうに認識をいたしております。

まだまだ人口減少が進むと想定される本市におきましては、人を引き込むことを考慮すべきで、12号線の交通量は、これはもう本当に悲しいかな、12号線に面していない空知の自治体、本当に気の毒だと思うぐらい美唄は実はとても恵まれている。

ただし、交通量は確実に減ってきているんだろうと。高速道路が開通してからはやはり急に減りましたし、かといって冬場に通行止めになったりするといきなり大渋滞になるということも背中合わせではありますが、12号線の交通量というのは決して捨てたものではないでございませぬ。ただ、これが美唄の経済活動

に生かせる仕組みが美唄市にないということなんでありまして。ほとんどいわゆるパッシング、あるいはスルーとか、私は美唄に戻った20代から青年会議所に入って、いかに美唄を元気にするのかということについて、その後、会議所の青年部、ずっと在籍しながらですね、そのことに一生懸命取り組んできたわけですが、青年会議所さんも会議所青年部さんもいろいろ提言をなされても、なかなか市まで一緒になって実現するというようなことはほぼほぼないんです。自分らでやりたいことあるならやんなさいと。幾らかの手助けができるんかしらうかねというところにとどまっているものというふうに、はたから見ても感じさせていただいておるところですが、やはり、この12号線沿い、この奥まったところ、決して場所が悪いということは申し上げませんが、悲しいかな、途方もなく大きなしかも古い建物が残ったまま、全く市とは関係のない、他人様の名義のままですね、いろんなお話はあるようですが、残っていて、それ进行处理するだけでも途方もない予算が必要になるという状況で、果たしていつ手が付くんだろうか、誰もが思うのが現実でございます。そんな中で、12号線の交通量というのはいかにも魅力的で、私は生まれたときから美唄で商業を営む家庭に生まれておりますので、やはり美唄で飲食業をなさっておられる方、物販をなさっておられる方、この方々に、人口が減るということは、それだけ地元で歩いてこられる方々も含めて、需要が目に見えて減っていくという状況ですから、そんな中で、12号線を無造作にただただ走り抜ける車、こ

れを昔からずっと眺めていてとてももったいない、何とか止まっていただける手法はないものかということをお願いしてきたものでございますが、私もいよいよ本当に高齢者に数えられる年になってですね、今頃何を言ったところでと思いましたが、しかし市政の片隅でそんなようなことをいくら声高に叫んでも、もうほとんど実現性のめどはないということで、3年前の選挙に恥ずかしながら手を挙げさせていただき、幸いにしてバッジをいただいて、幾らかこういうポジションからでも、場所からでも、提言をさせていただけるようになったところでありまして、ただし、もう4回重ねて今日で5回目ということで、12号線を生かしませんかということについては、例えばもう随分語り尽くされてきましたが、スキー場についてのいろいろな議論の中で、どうしてスキー場、今、という中でですね、やはり市外から土日祝日に限った話としても、いわゆるスキーヤーを呼び込んで、美唄にお金を落としてもらう、駐車場代、あるいは食事をする方もいるだろう、リフト代もあるだろうということ、それがとても大事なんだという答弁を伺ったのを私は忘れません。それを思えばですね、スキー場なんてという言い方はいささか語弊がございますが、年間数十日の営業そこでそれを求めるのであれば、365日24時間、多くの車が走り抜ける12号線を全く横に置くという理屈はどっからも生まれないんですね。これを止めるための努力をしましょうということの方がよほど生産的というふうに考えるところであります。

ということで、私のまず質問の一つ目はですね、(1)、(2)ですが、やはりこの奥まった

ところ、もちろんこれはこれで処理しないわけにはいきませんし、とても重要な問題だと思っています。しかし、先にしなければいけないこと。美唄はやはり、いわゆる中心市街地活性化基本計画っていうのは、事実上停止状態だということを認めていただく必要があるのではないかと。コアビバイ、スエヒロへの対応が必要ですが、中心市街地全体はそれでは救えないのです。市の対応は遅い、計画ができる前に現場の衰退が先に進む、国道12号の交通量をまちの経済効果に変えられていない、駅前是通过点であって滞在する場所になっていない等々。中心市街地活性化基本計画、あるいはグランドデザイン、サウンディング型市場調査等々、いろんな言葉が耳の周りを通っていきますけれど、今後の方向性を検討すると、それらを挙げて説明なされてきましたが、現実にはコアビバイは閉鎖され、ホテルスエヒロも休業状態にあり、中心市街地の中核的な施設が機能を失っているのが現実であります。その影響により、中心市街地活性化基本計画も当初想定どおりには進まず、見直しを余儀なくされているものと認識しております。これらを放置すれば、景観・防犯・安全性、地域経済に深刻な影響を及ぼすことは明らかではあります。しかし問題は、そこに市の対応が集中している間に、駅前、国道12号線沿い、空き店舗、遊休地、商店街の衰退がさらに進んでいることです。このままでは、計画ができる前に町の現場が先に壊れてしまうのではないかと強く懸念をいたしております。

まず、確認をさせていただきたいと思いますが、現在の中心市街地活性化基本計画につ

いて、市長は予定どおり進んでいるという認識なのでしょうか。それともコアビバイの閉鎖、Aコープ撤退、ホテルスエヒロの休業などにより計画の全体が崩れ、再構築を迫られているというこの現実をきちんと認識されているのか、この点を明確にご答弁いただきたいと存じます。単なる想定外のことが起きたというセリフもよく伺いますが、想定外では決して済まされないと思うんです。もっと早くリスクを把握し、代替案を検討し、駅前や国道12号沿いの遊休地活用を並行して進めなかったのか。市の対応が後手に回ったことについて、市長はどのように認識しているのか伺いたいと思います。市の中心市街地全体のグランドデザインの中で整理するというふうに答弁されるかもしれませんが、それではもう既に遅いんです。グランドデザインを策定している間にも空き店舗は増えます。建物は老朽化します。駅前の人通りは減ります。国道12号を通る車は美唄に立ち寄らず通過していきます。商店主の意欲も民間投資の可能性も時間が経てば経つほど失われていきます。計画を作ることが必要ですが、計画ができるまで何もしないのであれば、それは行政の不作为と言っても過言ではないと私は思っております。その意味で、この令和8年度中に何がしかの12号線沿いを使った実証事業を行う考えはお持ちでしょうか。提案をさせていただいたら、多少考えていただくぐらいのことはあるのでしょうか。私は、いろいろ申し上げて単なる質問ではなく必ず提案込みの質問をさせていただいてまいりましたが、どれも大方門前払いの形で、話題あるいは活字にも、理事者側から出る文書の中で活字にさえなっ

たことはございません。点の再開発ではなく、面の再開発をお考えいただきたいというふう思うところがございます。中心市街地全体を一体的に再構築する工程表をいつまでにお示しになりますか。12号線を生かせていない問題につきまして、12号線は、美唄市にとって大きな都市軸であります。現在の美唄市はこの交通量を十分に生かせていません。車は通る、しかし立ち寄らない、人は通過する。しかし駅前や商店街には入ってこない。これは交通量がないことが問題なのではありません。交通量を経済効果に変える仕組みがないことが問題なんです。必要なのは、国道12号線沿いに立ち寄る理由を作ることです。駐車しやすい場所、トイレ、休憩、美唄焼き鳥、農産物、観光案内、カフェ、短時間滞在、駅前商店街への誘導サイン、これらがなければ国道12号線の交通量は単なる通過交通で終わります。それらを認識した上で、中心市街地の活性化を語る前提として、駅前は本来、まちの顔であるはずですが、ご存じのとおり、市民にとっても駅前に行く理由がJRを利用すること以外はほとんど理由がないからです。駅前を単なる通過点ではなく、高校生、高齢者、子育て世帯、観光業、市民団体が日常的に使う小規模滞在拠点にする考えはございませんか。グランドデザインの完成を待たずに、空き店舗や既存公共空間を使って、暫定的に始めるべきではございませんか。もう手遅れなんです、さらに手遅れが進みます。巨大な箱物をすぐに建てろと言ってるわけではございません。もちろん、コンベンションホールさえない美唄にとって、一定程度の大きさのものはもう絶対に必要だというふう考える

ますけれども、しかし人口規模や財政状況を考えれば、大規模再開発には慎重であるべきという側面もあります。しかし、小さく始めることは、いつでもできます。中心市街地の空き店舗を1日単位、週末単位、1か月単位で使える短期出店制度にして、使用料免除、減免手続簡素化、広報での支援を行う等々、手段はたくさんあると考えております。とにかく、なかなか手が付かんのであります。ここいらのことまで、12号線沿いをもう少し大事な場面、あるいは場所として認識なされませんかということについて、まず、一つ目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

●谷村知重議長 市長。

●桜井恒市長(登壇) 伊原議員の質問にお答えします。

中心市街地の活性化についてであります、国道12号沿いは広域交通の基軸であり、人の流れを呼び込む上で、一定の可能性を有するエリアであると認識しております。駅周辺を含む国道沿いが将来的な賑わいの核となり得るとのご意見につきましても、十分理解するところであります。

一方で市内には、コアビバイやホテルスエヒロ周辺をはじめ、未利用地や空き施設など、中心市街地としての強みや潜在力を備えたエリアも存在しており、いずれも将来の利活用を検討し得る候補地であると考えております。

再開発を進めるに当たっては、各エリアの特性や市場性に加え、民間事業者がどの程度の投資を見込めるのかといった事業性の観点も重要であり、これらを総合的に捉えることが不可欠であります。

中心市街地活性化基本計画につきましては、コアビバイ閉店という想定外の事象により一定の遅れが生じております。計画の柱となる課題や目標は妥当であり、協議会での議論を踏まえながら着実に進めてまいります。

また、コアビバイやホテルスエヒロの課題は、市としても、所有者との協議を重ねてきたところではありますが、人的、財政的な制約の中で、全てを同時に進めることは困難であり、優先順位を見極めながら取り組むことが行政としての責務であると考えております。また、議員から中心市街地の現状と将来像について多角的なご意見を賜りましたが、市としましては限られた人的、財政的制約に加え、民間動向の不確実性などの課題を抱えております。国道12号沿いの一角につきましては、複数の地権者がおられるものと承知しており、今後どのような官民連携の取組が可能であるのか。まずは地権者の皆様に一定の協議体を構成していただき、市もそこに参画しながら、共通認識を形成しつつ、前に進めてまいりたいと考えております。今後とも計画的な取組と機動的な対応を適切に組合せて、持続可能なまちの再生に向けて着実に取り組んでまいります。

次に、人を引き込むための国道12号の交通量についてであります。人口減少が進む本市において、人の流れを見出す視点は極めて重要であり、その意味で、国道12号の交通量は、広域的な交流人口を取り込む上で、大変貴重な資源であると認識しております。市としましては、この貴重な交通量をどのようにまちづくりに生かしていくのかについて、将来の本市の姿を見据えながら、効果的な活用

方法を検討してまいります。あわせて、先ほど申し上げたとおり、市内には国道沿いをはじめ、駅前周辺やスエヒロ・コアビバイエリアなど、それぞれ異なる特性を持つ複数のエリアが存在しており、これらの強みや市場性、民間事業者の意向も踏まえながら、全体として最も効果的な活用の方法を検討してまいります。以上でございます。

●谷村知重議長 伊原議員。

●2番伊原潤司議員 ご答弁ありがとうございます。

何回も申し上げるのは私も恥ずかしいのですが、もう都合5回目の質問でございますが、大体内容等については、ほぼ変わらぬことを、3年間伺ってきたという感想は否めません。ただいまの答弁を伺って、やはり1番の問題は、危機感とスピード感というふうに感じました。私が伺っているのは、おっしゃるとおり、いろいろな期間を設けたり、あるいは協議体を設けたりしてということの、そういった中から計画ができた後の話ではないのです。計画ができるまでの間に、中心市街地の衰退をどう止めるかという話です。ここを曖昧にして、あるいはごっちゃにはいけないというふうに思います。私はそういった意味で、グランドデザインの完成を待たず、令和8年度中に駅前、国道12号沿い、空き店舗、遊休地を対象に何らかの緊急実証事業を実施するのか、しないのかについて、端的にお答えをいただきたいというふうに思うところでございます。検討するぐらいのことはしていただきたいところでございますが、しかし検討だけでは空き店舗は減りません。検討だけでは12号線の車は立ち寄りません。検討だけでは駅前に高

校生も高齢者も集まりません。最低でも一つ、駅前又は12号線沿いで短期実証事業を行うというふうに約束はしていただくことはできませんか。グランドデザインの中で整理するというふうにお答えをいただいたといたしましても、聞こえは良いですが結局今は何もしないという、いわゆる行政の答弁の通例に陥ってしまいませんか。中心市街地の衰退はグランドデザインの完成を待ってくれるのでしょうか。商店主の高齢化は待ってくれるのですか。空き店舗の老朽化は待ってくれるのですか。国道12号線の通過交通は、自然に美唄へ立ち寄ってくれるのでしょうか。決してそうではないはずです。ですから、グランドデザインと並行して、短期実証を行い、データを集めていく必要があると考えております。緊急実証事業は並行して実施すべきではないか。このように考える根拠であります。民間の意向を確認するというお話がございました。私は今回を含めて5回の一般質問のほかに、経済観光課を窓口とした、私の訴えや、あるいはお話し合い、これは何度も働き掛けてまいりましたが、ほとんど反応がないんです。役所でできている中心市街地に対する協議会というのも何月何日に開催されるので、今度は私にも電話をくれるという約束を何回したのでしょうか。1度も来たことはありません。なぜか分かりません。なんとなく嫌われてるのは分かりますが、省かれてるんですね。どうも市長の方針とはそぐわないということなんでしょうと思います。それから民間の意向を確認するということであればですね、そもそも市は民間に提案できる情報を出しているんでしょうかということも顧みてほしい。どこに

空き店舗があって、どこに遊休地があって、どの土地が短期利用できるのか、どの公共空間が使えるのか、どの補助制度が使えるのか、手続はどこに相談すればよいのか、これが整理されていなければ、民間は提案のしようがありません。私が3年前から動いてきたことはまさにここに集約されてるんです。私は、市役所にはとにかく国から大きな補助金を引っ張るための方法を教えてください。あるいは手伝ってくださいというお願いをしたんです。しかし、どうもそここのところははき違えておられて、市が大きな財政負担をしなければいけないと思ってるんじゃないのか。あるいは、先ほど来ちょっと最近かなり色濃くなってきた話ではありますが、コア・スエヒロが何かが何でも先なのか、これもまた妙なことを申し上げると、先ほどの同僚議員のように、議事進行かかるかもしれませんので、あんまり申し上げれませんが、しかし、マスコミに活字になった中で、札幌学院大学の某助教さんか何かが、市の何とか企業人かなんかに採用されたという記事を見ました。この方は業界では有名な方です。道内でもあちこちの自治体と手を組んで、実際に今札幌でも動いてるものもあると聞いております。――

――そこに従来の地域おこし協力隊さん、美唄なんか膨大な数いらっしゃいますが、これは特別交付税なんかで資金的にも、後で措置されるというふうに聞いておりますが、今度のこの札幌学院大学の方については全く丸々、これは今年の当初予算にも既に上がっている金額だというふうに言われてしまえば気づかないほうがおかしいと、

質問するタイミングを失したということになるかと思いますが、しかし、それはなかなか予算書から読み出すことはなかなか難しいところでございまして、全く100%自腹のお金でお雇いになられた方、目的は何なんだろう。既にもう粗々、市長の中では、コア・スエヒロ、ここは何するみたいなことが粗々固まっているんじゃないだろうか。いやそれならそれで早く進めてくださいということであります。そうでなければ、同時並行で12号線もやりましょうよということです。そこは、民間が協力し合ってやりますから、どうやって国のお金を引くためには、どういう準備をしたらいいんですかと聞いてるんです。国のお金を引くための手続上の手伝いをしてくださいと申し上げている。それは一切アドバイスもいただければ手伝いもしてくれない。このようなことでここまで3年が過ぎてしまったんです。時間は戻ってきません。そして、今私たちが一定程度押さえている12号線に面した土地、専通もちょっとありますかね。その土地もですね、今、そろそろ具体的なお話がということで押さえてきましたが、もういよいよストッパーが効かなくなってきました。某銀行さんが2行で共同店舗を建てるという話が進んでおります。某コンビニさんが、私は土地を借りての営業はしませんと、土地を売ってくださいと、長い間にかけてそこで商売をさせていただきたいと、同じ列に並んで自分のところのコンビニは閉めて、まちの真ん中に移っていきたいというようなこと、こういったことをですね、それぞれの民間の事業者「いいよいいよ」と単純に土地を売るようなことで進めていては、向こう20年、

30年、駅前が一番大事な土地が、それこそ地権者がたくさんになってですね、もう帰ってこなくなるんです。ご存じですか。その地権者が何人かいるみたいなことを書かれておっしゃいましたけど、それもほぼほぼもうまとまっていてお話は皆さんにさせていただいてたんです。ただ3年も引っ張るとですね、さすがにいろんな横やりが入ってきて、もう待ってられない。なんせ美唄は待てば土地の値段下がりますんで、毎年毎年。いうこともあって、もうこっちに売りたいあっちに売りたいが出てくるんですね。もうまとめることが難しくなるんです。どうして早く理解していただいて、私たちの計画に乗っていただけないのか、私は議員として、自分も絡んだ話をするつもりはありませんし、また、非常に何ていうかな、傷つけられた話で、役所から来たその何とか企業人の方2人、私の相手みたいなことで、預けられたんですけど、この方々が、地権者も連れてこいということで、一緒に行ったことが1回だけあります。そのときもいろいろ話していく中で、あそこの土地の開発は、伊原さんの個人的なあるいは会社の利益もうけ、そのためにある開発じゃないのって聞かれたんですよ。そんなこと私は一言も言ったことはありません。あそこの地べた私は一坪も持っていません。ただ、お話のとおりの方々にお話をして、こんなふうの開発させてもらえませんかというお話を進めていただけです。私もいい年ですから、一定の姿が決まり、あるいは先が見えたら、いつでも譲ります。美唄のためならという立場でやらしていただけるのに、妙な勘ぐりが役所の中でも先行しているようで、役所から派遣された方

にそんな言葉を掛けられるとは、私は心外で、もうはっきり言って心は折れています。恐らく土地の売買も進むだろうと思われますので、もうあの大事な土地は、市のために、市民のために活用しましょうという話は相当難しい状況になると思います。だからここで質問して何になるんだということがあります。腹いせまぎれにそんなこと言ってんのかと言われても仕方ない面はあろうかと思いますがしかし、とにかく12号線に面した大事な土地を市のため市民のために、お使いになりませんか。何かしらの形で早く手を打ってほしいんです。いろいろ協議会だの検討会だのって言うてる暇があったら、本当に小さな先ほどもちらっと提案をした地域おこし協力隊の方々が、3年の任期を終えて卒業される方々が結構残って、お店を開かれるという例は続いておりますけれど、誠にありがたいことでうれしく思っておりますが、しかし残念ながら続かない。これを何とかもっと育ててやれる方法だとか、もっと出しやすい方法だとかといったようなことで、心ある人たちをもっと優しく迎え入れて、美唄のために頑張っていただくという方法に転化できませんかね。そこんところ大変つらく思うところであります。以上をもって再質問とさせていただきます。短期の実証事業、何か手がけるおつもりはないか、それについてのお手伝いをさせていただきたいというご提案でございます。以上です。

●谷村知重議長 市長。

●桜井恒市長 伊原議員の質問にお答えします。

国道12号沿いの資源を活用したまちづくりについてであります。国道12号沿いは広域

交通の基軸をなし、人の流れを創出する上で大きな可能性を有するエリアと認識しているところであります。市といたしましては、国の補助制度をはじめ、実現可能性のある支援策をこれまでもお示ししてまいりましたが、まちづくりを着実に前に進めるためには、国や市の補助だけでなく、どの程度の民間投資が見込めるのか、事業性の観点を踏まえることが重要であると考えております。中心市街地には国道沿いをはじめ、コアビバイ周辺、スエヒロ周辺、立地特性や市場性が異なる複数のエリアが存在しており、それぞれが将来の利活用に向けた潜在力を備えております。そうした中で国道12号沿いにつきましては複数の地権者がおられることから、地権者の皆様に協議体を設けていただき、そこに市も参画しながら、まちづくりを一步でも、前に進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

●谷村知重議長 伊原議員。

●2番伊原潤司議員 そろそろ終わらせていただきますが、今、地権者の協議体、そこに市も混じりたいというお話でございましたが、それはなぜ3年前に言っていただけなかったのかこれだけ5回も同じことを繰り返してようやく出てきた言葉というのは、余りにも、軽い。遅い。ということを感想として申し上げて、私のこのたびの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

●谷村知重議長 以上で一般質問を終わります。

これをもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。
大変ご苦勞様でした。

午後 2 時 12 分 散会

